

實際に於ては有色人種の判事、官吏は殆ど存在しない。犯罪者・被告の人種は形式上裁判の過程に於て何等影響しない事となつてゐるが、事實は有色人は屢々白人よりも重く罰せられる。

リンチ（私刑）の問題は更に興味がある。曾て非常に屢々行はれ、今日尙時に之を見るのであるが、黒人が白人の女子を襲撃した爲に激昂した群衆により黒人は屢々私刑を受けた。一九一二年合衆國議會は反私刑法の立案に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇年から數州に於て反私刑法が立法され今日斯かる法律は北部の十州以上に於て制定されてゐる。私刑行爲に參加した者及び之を擁護した警察官、刑務

に對し同意したが上院の民主黨の反対に會つて否決された。併し一九二〇

ナチス人政策の主要法令公布年表（一九三九年九月一日まで）

（埋め立）

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一月三〇日 アドルフ・ヒットラーイヒスカンツラーとなる	二月二〇日 第一次四箇年計画	二月二〇日 従来の郊外移住助成策に關し新規則を公布	六月一日 結婚助成法（失業救済法の第五章）結婚資金貸付制度として知らる	九月一五日 多子家族扶助令（一時的扶助金給付制度）	五月二〇日 國民血統保護法の墺太利への適用令	二月一七日 所得稅法中改正法律
二月二〇日 第一次四箇年計画脱退	三月一四日 世襲農地法	三月一四日 獨逸農民層の再生に關する法律	九月一五日 國民血統保護法（ユダヤ人との結婚を禁止）	七月六日 婚姻法（墺太利及び其の他の地方に於ける婚姻及び離婚法を統一する爲の法律）	三月二四日 國民血統保護法のズデーテン獨逸地方への適用令	三月一五日 ボヘミア及モラビア保護領となる
三月一四日 常習惡徳犯罪者取締法	三月二二日 施行令	三月一四日 結婚資金貸付許可に關する第二次施行令	十月一八日 結婚保護法（結核等の重症傳染病患者、禁治產者、精神病患者の結婚を禁止）	七月七日 農村地方人口助成法（結婚資金貸付制度に關する特殊の恩典を設定）	三月二二日 ズデーテン獨逸地方の再歸屬に關する法律	三月二三日 スロバキアとの防衛協定なる
三月二二日 相續稅法中改正法律	三月二二日 國塊合邦	三月一三日 多子家族扶助第六次施行令（繼續的扶助金給付制度を加ふ）	八月二二日 結婚資金貸付許可に關する第三次施行令	七月二七日 婚姻法の施行並に補足令	三月二二日 ズデーテン獨逸地方への適用令	五月七日 獨伊軍事同盟成立
三月二四日 結婚助成法中第一次改正法律	三月三〇日 結婚助成法及び多子家族扶助令等の舊塊太利への適用令	三月一三日 累加繼續的扶助金給付制度を加ふ	十一月二二日 多子家族扶助第七次施行令（更に	九月二九日 ミュンヘン會議	五月二二日 ズデーテン獨逸地方への適用令	七月二〇日 婚姻法のボヘミア及モラビア兩保護領に於ける獨逸國民への適用令
三月二四日 國際聯盟脫退	三月二二日 第二次四箇年計畫	三月二二日 第二次四箇年計畫	十一月二二日 結婚助成法中第三次改正法律	九月九日 第二次四箇年計畫	九月二九日 ミュンヘン會議	九月一日 ダンチヒ自由市再歸屬の法律、對波蘭戰開始

所官吏は罰せられる事になつてゐる。併しながら裁判所及び州の辯護士の拒絶的態度の爲今日迄實地に於て此の法律は極く僅かしか適用されてゐない。

最後に人種法的に見るべき事として、偏つて故意に白人をニグロの子孫なりと言つた場合、裁判に於て之を重大なる侮辱と認め、刑罰を課すと云ふ規定がある。

以上の如く北米合衆國の人種政策は自由思想と人種意識の相剋により甚だ不統一な支離滅裂な状態を示し、各州により非常に様々な状態である事が特徴である。